

(案)

大大阪制第 11 号  
平成 27 年 3 月 19 日

総務大臣  
山本早苗様

大阪府・大阪市特別区設置協議会  
会長 今井 豊

大都市地域における特別区の設置に関する法律  
第 6 条第 3 項の規定に基づく通知

大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成 24 年法律第 80 号)第 6 条第 2 項の規定による大阪市長及び大阪府知事から大阪  
市議会及び大阪府議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受  
けた日は、平成 27 年 3 月 19 日ですので、同条第 3 項の規定に基  
づき通知します。